

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について

〔平成28年4月1日〕
閣議決定案

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第8条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年9月8日閣議決定）の一部を次のように変更する。

前文中第四段落を次のように改め、第五段落を削る。

本方針に基づく施策の推進に当たっては、平成19年11月30日の地域活性化統合本部会合において了承された「地方再生戦略」の「第1 地方再生の基本的考え方」における「地方再生五原則」に加え、平成26年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則」を踏まえ、施策に取り組むものとする。その際、ブロック別担当参事官が、中心市街地活性化のみならず、都市再生、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、地域再生、環境モデル都市・環境未来都市に関する相談に一元的に対応するものとし、この体制の下でこれらの取組を一体的に実施するとともに、各府省庁における地方創生及び国土強靱化の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。

第2章4.(1)中「内閣官房地域活性化統合事務局」を「内閣府地方創生推進事務局」に改める。

第2章4.(2)中「地域の実情に応じて」を「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）の目標、基本的方向等を踏まえ、当該市町村の実情に応じて」に、「地域の実情に即した」を「地方版総合戦略の策定に際して設定した地域課題に対する適切な短期・中期の政策目標を踏まえ、当該市町村の実情に即した」に改める。

第2章6.(1)①中「不断に」を「地域経済分析システム（以下「RESAS」という。）の活用等を通じ、地域経済や少子化の状況等を踏まえた地域ごとに異なるアプローチの下、不断の」に、「PDCAサイクル」を「PDCAサイクル」に改める。

第3章1. ①中「形成されていることなどを」の下に「RESASによる」を加える。

第3章1. ②中「データ等」を「RESASによるデータ等」に、「衰退又は衰退のおそれ」を「衰退し、又は衰退するおそれ」に改める。

第3章1. ③中「総合計画」の下に「、地方版総合戦略」を加える。

第3章2. (1)中「客観的・統計的なデータ」を「RESASによる客観的・統計的なデータ等」に改める。

第7章2. (5)①c)中「認定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に改める。

第8章1. (2)①a)中「LRT」を「LRT」に改める。

第9章1. (1)及び(2)①b) (ii)中「NPO」を「NPO」に改める。

第9章2. ①及び②中「ニーズ等を」の下に「RESAS等によって」を加える。

第9章2. 第二段落中「義務」を「責務」に改める。